

平成29年2月6日開催

高崎市第31回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第31回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、17番、大山委員からインフルエンザのため欠席との連絡がございましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。7番、塚越勤委員、それから16番、齋陽正江委員の2名を指名いたします。

書記の任命につきましては、事務局の根岸主事を任命いたします。

それでは、早速議事に入りますが、発言される場合には挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は薬局及び駐車場用地でございまして、転用の計画がなくなったためとのこととでございます。

2番 当初許可は第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は貸家住宅でございまして、計画が中止となったためとのこととでございます。

3番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は一般住宅でございまして、建売住宅を購入し、住宅の建築予定がなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は第5条許可、転用目的は一般住宅、事務所及び駐車場用地、所有権を取得後、資金の都合により計画を実行することが困難となったためとのことでございます。変更後の契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらは関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書22ページ、ナンバー37が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1からナンバー4につきましては、事前調査案件でございます。また、ナンバー1からナンバー4につきましては関連する案件でございますので、一括して審議させていただきたいと思っております。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は賃貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、農業新規参入のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

申請地は一団の農振農用地の中に位置して、隣合っていないのですけれども、ほぼ近くに位置しております。

まず、申請法人の概要についてご説明をさせていただきます。申請法人は、今回の新規就農のため設立された

法人でありまして、社員は現在代表者1名でございます。申請法人は不動産業をメインとする会社のグループ企業の一つになりまして、代表者、この方に農業経験はなく、知り合いの農家の方に教わりながら農業を行っていくことです。トラクターなどの機械につきましては、当初は知り合いの農家の方に借りて行う予定でありまして、その後農業の実績ができて、補助金や融資が得られるようになってから購入をすることで伺っております。

購入後の機械の置き場なのですけれども、申請法人の所在地に大きな倉庫があるとのことなので、そちらに保管しまして、移動に関してはグループ企業のトラックで運ぶとのことなので計画をされております。

また、先日の事前協議で委員さんのほうからご質問があったのですけれども、知り合いの農家の方に機械を借りて行うということで、機械のほうは、どういったものを所有かというのを確認をしたのですけれども、まずトラクターはヤンマーのEF226、26馬力のものになります。田植え機は、ヤンマーのRR550、5条植えのものになります。コンバインについては、三菱のVM62条刈りのものになりまして、こちらのほうで今回の申請の分についてはやっていくということで伺っております。

それでは、審議資料の営農計画書のほうをごらんください。農地法第3条許可申請ナンバー1から4の審議資料になります。まず、就農の動機ですけれども、申請法人代表者は20年間不動産業に携わりまして、お客様から農地を手放したい等の相談を受ける中で耕作放棄地がふえていく現状を目にして、どうすればこの問題を解決できるかと考えたところ、自分で耕作していこうという考えから就農するものとなっております。

将来の農業経営の構想ですけれども、当初は水稻から始めて実績をつくりまして、地域の地主との関係を築く中で農地を拡大していきたいという計画でございます。その後、麦、大豆、ハウス栽培、水耕栽培を行っていききたいということです。また、営農計画書には書かれていないのですけれども、太陽光のシェアリングでマスカットの栽培も計画されているということです。販売計画につきましては、農協などを通さずにインターネット等を使って民間業者や個人への直接販売を考えているということです。

続きまして、3番の職歴及び農業経験ですけれども、該当者は不動産業を20年、建築業15年されておりまして、農業は未経験とのことになります。

続いて、農業経営の概要になるのですけれども、5年後には作付面積を30ヘクタールとして6次産業化を目指していきたいということです。

その下、(1)の農業従事者になるのですけれども、一番上の方が代表者の方で、当初はこの代表者1名の方でやっていくという計画になっております。その下2名の方が知り合いの農家の方にになりまして、教えてもらいながら大変なところは手伝っていただきながらやっていくという計画になっております。

また、今後農地を拡大していく中で必要に応じて従業員を雇いたいということで伺っております。

続いて、(2)の経営土地面積ですけれども、当初は今回の申請分で110アール、目標の5年後で3,000アールになっております。将来的には農地所有適格法人になりまして、農地を取得したいということで伺っております。

1枚おめくりください。(3)の作物構成なのですけれども、今回の申請分については、水稻で品種がコシヒカリを予定されております。

続いて、(4)の作付計画なのですけれども、4月から田植えの準備を始めて10月に刈り取り予定となっております。

す。

続いて、(5)の出荷計画ですけれども、当初は知人への直接販売から始めてインターネット等で販路を拡大していきたいとのことです。

続いて、5の経営試算なのですけれども、当初は今回申請分の110アールです。総生産量は5,280キロ、キロ150円で計算しまして粗収益は79万2,000円になっております。目標の5年後の3,000アールなのですけれども、粗収益2,160万円となっております。

その下、(2)の経営費及び所得ですけれども、経営費については、10アール当たり10万円で計算をしております、当初粗収益から経費を差し引いた農業所得がマイナスで30万8,000円、5年後の3,000アールについてはプラスで60万円という計算になっております。

1枚おめくりいただきますと、経費の一覧表になっております。こちらは、10アール当たりで計算をされた金額になっております。また、こちらの費用につきましては、ぐんまアグリネットを参考に算出をされております。

以上、簡単ではございますが、説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は第1班の調査でございますので、調査班長の吉井委員から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第3条許可申請審議ナンバー1〜4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 不動産業をされているとのことですが、会社はお一人でされているのですか。

回答 埼玉では1人で経営しております。会社はグループでやっております、親会社の父の会社の従業員でもあります。グループで多角経営を行っております、今回申請する法人もそのグループ企業の一つです。

質問2 苗は自分で種からまいてやっていくのですか。

回答 種苗については、協力していただける農家の方に全てお願いして、かかった費用をお支払いするという形です。

質問3 協力していただく農家の方は、どの程度農業をされているのですか。

回答 箕郷のほうで5反ほどコシヒカリを毎年つくっております。

質問4 今回借りる申請地は、現在は耕作されていないところですか。

回答 半分以上が耕作されていないところになります。大規模に借りていた方が耕作しなくなったため、所有者も返されて困っていたところを借りて耕作します。3年ほど耕作されていませんが、草の管理はされていまして、耕作には問題ありません。

質問5 機械類は協力していただける農家の方に借りるとのことですが、将来的には購入を考えているのですか。

回答 耕作面積に応じて必要な機械を自社で購入することで考えています。

質問6 コシヒカリを予定されていますが、申請地あたりの土地に合っているのですか。

回答 やってみたいとわかりませんが、協力していただく農家の方の話では大丈夫ではないかとのことです。

質問7 将来的にはハウス栽培と水耕栽培を計画されていますが、どのような作物を考えていますか。

回答 メロンやイチゴなどの果樹を考えています。果樹の水耕栽培を成功されている方がおまして、その方から技術提供を受けることが決まっております。高崎で果樹の水耕栽培を成功させたいと考えております。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい、どうぞ。

○1番吉井委員 1番、吉井です。この新規就農者の要件、40アール以上はもうクリアしているわけですから、この農業委員会であれこれ言う筋ではないと思いますけれども、この就農の動機、理念、なかなか立派なもので経営、規制改革会議の人でも非常に喜びそうな新規参入者だと思いますけれども、私が心配しているのは、まず農業経験がないということです。水田農業というのはやはり畑作と違まして水の問題、その他いろいろとあるのですけれども、実は前の耕作者は私もよく知っている方で、非常に大規模にやっておったのですが、やっぱり手が回らないために水をかけ流しているのです。それで、周辺の方からは困るのだよというようなことはよく耳にしておりました。実は私も田んぼは玉村にあります。大体片道20分ぐらいですけれども、なかなか忙しいときはいけない。往復すれば1時間かかるのです。水は十分あるのですけれども、水口の栓と尻水口を調整して、私も実はかけ流しているのですけれども、水口の栓には藻が絡みまして水がとまってしまうこともある。少したまるまで水口を広げて、尻水口をやって調整をするのですけれども、なかなかうまくバランスがいかない。尻水口まで、隣の田んぼに水があふれるようなことも多々ある。そういうことでなかなか出づくりというのは難しいのです。特にこの方、農業経験がないですから、借りる方に新規就農する場合に後々何ていいますか、経営指導、技術指導というのが、今のこの農業委員会にないしは県の農業事務所のほうでもできないような状態なのです。ですから、シェアリングのときもそうですけれども、シェアリングも周辺農業の80%の収量が上がればいいよということでスタートしているわけですけれども、現実問題として長年農業に携わってきた人は、なかなか参入しない。ということは、80%の収量ならまず無理だということの方がわかっているわけです。素人の方は、種まけば芽が出る、収穫できると思うのでしょけれども、そんな世の中うまいわけいかないわけです。この新規就農の方も、これは立派なものです。5年で30ヘクタール拡大すると。これは、私らはとても考えられないことですが、こういうことをやる。それはいいのですよね、計画ですから。ただ、問題は今後今の農業委員会の体制では指導チェックはできないと思いますけれども、今後こういう形がふえてくれば、やはり県なり、市と一緒にやって経営指導、技術指導できるような体制を整えないと、こういう立派な構想の方がそれがどんどん入ってくるのです。それと、適格法人になって農地の取得をしたい。私が心配するのは、この人は不動産屋なんです。だから、適格法人なんて取得した後、ひょっとすれば転売することも考えられると。そういうことも考えますと、後々の指導についてはやっぱりきちっとやるような考えで、その方向で申請を認可する必要があるのではないかというふうに思います。反対はしませんけれども、後々のことを1つ十分考えた上で認可してください。

以上です。

○部会長 どうぞ。

○10番岸委員 10番、岸なのですけれども、一応この人は私仕事の関係でよく知っているんです。きょうもちょっと行っ

ていろいろ言ってきたのです。そんなに甘いものではないからしっかりやれよと。わからないから、ここで言っていいかどうかわからないですけども、多少指導的なことに関しては親会社の社長ときょう会ってきたのだけれども、面倒見てやってくれやという話もあるし、結構ファイトはあるし、かなり今も、きのうかおとといか、新潟のほうの視察へ行ったりしているみたいです。だから、意気込みは、意気込みだけではだめなのということも、意気込みはかなりあります。ちょっと普通の就農者とは違いますね。うちのほうにも就農者がいるのだけれども、そういう人の話を聞いたり何かするのとはちょっと違うような感じもしますけれども、それは本人がやる気は十分以上というか、もうあれだけやる気のあるやつはほかいらないですよ、話してみてください。

○部会長 事務局のほうから何か補足的なものありますか。

○事務局 事務局といたしましても、当初相談を申請の前に受けていまして、そのとき営農計画書をまずつくってきて相談してくださいという話と、あと西部農業事務所とかそういったところにも相談をされていますかということの確認はしています。やはり1人でまずやって、結構規模が最初から大きな営農をやるということでしたので、事務局といたしましてもちょっと難しいのではないですかなんていう、先ほどの吉井委員さんの意見のことと同じことを述べさせていただきました。ただし、この方はやれるのだという話と、また申請についてもだんだん、だんだん内容的にはやっぱり整ってきてしまいますので、申請自体の内容的には問題ないのかなという気はしています。あとは、やれるかやれないかについては、1回許可を受けて、その農地を見てみないと判断がつかないという形になります。また、今回法人での新規就農になりますので、契約については解除条件付ということになりまして、解除条件、耕作できなくなれば、すぐ返さないよという条件がついたものでされています。解除条件の法人につきましては、年1回事業年度が終わったときに報告を上げてきますので、その際に事務局としてもその報告と、あとは現地を見させていただいて芳しくないようでしたら、そこはまたちょっと事務局としても指導で改善してくださいというご案内をするしかないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○部会長 よろしいですか。

はい。

○6番前原委員 6番、前原ですけども。これは反8俵の計算ですよ。480キロ、これは土地を知らない証拠だと思っております。このところでゴシヒカリが8俵とれると視野にないのでしょうか。ちょっと無計画だなと思いますけれども。その辺が心配ですね。

以上です。

○依田会長 依田ですけども。ちょっとこの計画を見せていただいて、まず今吉井さんの言われているとおり、だめだという意見ではなくて、これからも注視して見て指導をしていかなくはいけねえ一人かなと思います。というのは、なぜかという、3ヘクではなくて30ヘクつくって60万の売り上げで、それだけだと経営としてはとても成り立っていないというのがまず1つ。よく内容を知っている人だと30ヘクで麦をつくって米を連担すると今の制度が続く限り3万5,000円の補助金があると、それだけでも1,050万になるわけですよ。その補助金だけで。それだったら、そっちのほうのほう米つくるよりいいじゃねえかいという、経営収支を考えたときにはそっちのほうがいいのだということになってし

まいますので、とてもとてもいろいろ細かく考えて物事をやっているというふうにはなかなか思えない。経営だけを考えるのだったら、米はやめて麦だけつくって米の補助金をもらっていたほうがいいのかということに確実になってしまいますので。その辺の指導もやっぱりこれから地元は深井さんが担当になってしまうのかな。筑縄だとそうですね。それなので、その辺のところも注視して見て行ってほしいなど。

○3番深井委員 わかりました。

○依田会長 申しわけないね。

○部会長 どうぞ。

○瀧野職務代理 今、会長から言われた営農計画書を見ていて2ページなのですがすけれども、ちょっとおかしいなという数字がありましたので、ちょっと細かいところで申しわけないですけれども、3ページに10アール当たりの経費が10万とあるのですが、目標の30ヘクタールに計算すると2,100万ではなくて、ここは数字が3,000万になってしまうのではないのかなと。そうすると、マイナス860万という数字になってしまうのではないかなと思うのですが、ちょっと公式に提出する資料に対して非常にあんちよこではないかなという気がします。

○18番青柳委員 それを、規模でやるとまたあれが違うから。

○瀧野職務代理 何か変な数字が出てしまうのだよね。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 そこは、確認したのですがすけれども、規模が大きくなるということでその分経費も上がるという計算でなく、単純に10万を掛けていないということです。

○瀧野職務代理 細かいところで申しわけないのですがすけれども。

○依田会長 30ヘクタールで2条刈りのコンバインでという、とても間に合わねえだろうなど。

○部会長 はい。

○18番青柳委員 18番、青柳ですけれども、計画書ですし、また初めてやるあれなので、これはもう少し知っている人がいれば、今中身のことももう少し教わったのだと思うのですがすけれども、そんなに聞かずに、どうせどこかから調べたような数字をただこれだけは載せたというだけの話だと思います。これは、とりあえず計画書なので、やってもらうということが農業委員会の第一の問題なのです。そういうことなので、温かく見ていただいて、それで厳しく指導していただければいいのではないかなと、私は思う。

○依田会長 だから、だめだということではなくて、周りがやっぱり注意深く見て、意見を言ってやるということが大事だと思います。

○10番岸委員 10番、岸なのですけれども。だから、今指摘された計画書もこんな甘いものではないぞと一応は本人に言っているのです。どこで計算しているのだと。

○6番前原委員 岸さん、この辺で米がコシヒカリは8俵とれませんかよと……

○10番岸委員 それも言っております。

○6番前原委員 コシヒカリは余りつくっていない。

○部会長 では、よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 皆さんの意見を聞いて、新規就農、逆に何も知らないからやる気があると。それで、計画書とか、そういうのも少し計算が違うところ等々もあるかと思います。ただ、温かく見守ってではないですけども、1年ごとの報告も上がってくるということでございますので、どうでしょうか、皆さんの意見としては許可できるかできないかというところに最終的には行くと思うのですけれども。

○依田会長 それと、農地法の3条で借りたりする場合は、ちゃんと周りの人に迷惑かけないような管理ができない場合は解除だよという条件もありますので。

○部会長 ということで様子を。まずはやってみようということが前提だと思いますので、この辺で採決ではないですけども、とりたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー1からナンバー4につきまして異議がなければ許可としてよいか皆さんに伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

5番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、申請地を妹より譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、公共事業の代替地として取得した申請地を後継者に貸し付けたいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、自宅の隣地である申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、所有農地に隣接した申請地を買い受けて現在の農地を広げたいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けたいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、西毛広域幹線道路用地で農地が収用されたが農業経営を維持したく申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては7件でございます。この7件につきましては、別紙で配付いたしました農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていることと考えられることをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。まず初めに、ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の更新申請でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請審議資料ナンバー1をごらんください。図面につきましては、左側が北となっております。1枚目は位置図でございます。申請地は、はるなくらぶち聖苑より、南西に約2.2キロメートル、国道406号線の北側に位置しております。

2枚目をごらんください。こちら案内図でございます。こちらの地図上からは、周囲の状況はわかりづらくなっておりますけれども、申請地付近につきましては小規模な集落となっております、付近の農地につきましては、本申請地と同じく農振農用地、青地となっております。

3枚目をごらんください。こちら公図でございます。隣接の地目につきましては、北が公衆用道路、西が水路、東が山林、南が畑となっております。

4枚目をごらんください。こちら土地利用計画図でございます。申請地内には太陽光パネル120枚が設置されております。その下部、及び周辺にてミョウガを栽培いたします。なお、こちら図面上、太陽光パネルの東端と西端斜線で書いてある箇所につきましては、太陽光パネルの配線があるため耕作できない箇所だということでございます。

5枚目をごらんください。こちら立面図でございます。立面図につきましては、こちら記載のとおり、架台最低地上高は1.5メートルとなっております。現在の新規の営農型の申請につきましては、最低が2メートル以上という基準がございますが、本申請、当初許可時にはそういった規定はなく、営農に支障がなければ問題ないということでございます。また、本申請の際に太陽光の架台の高さを変える必要は特にないということで県のほうからも回答をいただいております。

6枚目をごらんください。こちらから営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。本申請につきましては、さきの議案の説明のとおり、1筆の農地の一部分のみを営農型発電設備として使用いたしまして、残

りの部分につきましてはサトイモを栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが年間の農作業従事計画でございます。こちら、以前に出していただいたものと同じように書いてあるのですが、今回につきましては更新後1年目については、増株をするという計画で進めていくというところでございまして、こちらの植えつけの期間に増株をいたしまして、その後につきましては本営農計画書の2年目、3年目と同様に収穫等を行う計画でございます。

また、そちらの下部(3)に記載されておきませんが、利用する農業機械についてでございますが、本申請につきましては、当初許可と同様、手作業が主となるため農業用機械の使用はございません。

本申請の申請人の農業経験につきましては60年、そのうち本申請地に作付しておりますミョウガにつきましては4年の営農経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら一番上は営農への影響の見込み、太陽光パネルがあることに対する営農への影響の見込みでございます。ミョウガにつきましては、日陰でもよく育つ作物でございますので、営農型発電設備が上部にあることに対して影響はないと考えられます。

(2)につきましては、先ほどご説明させていただきました支柱の高さ等の計画でございます。

(3)についてですが、こちらミョウガの単収見込み、また地域の平均的な単収の記載となっております。地域の平均的な単収の根拠といたしましては、当初許可時に群馬県西部農業事務所に確認いたしました数字をそのまま使用しております。その約8割である450キログラムを営農単収見込みとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名と申請者の子の妻の計2名の出席でした。

質問1 当初の許可から3年が経過しようとしていますが、現地の営農状況がよくないように思います。ソーラーシェアリングという制度に対して、どのような認識をされていたのですか。

回答 「何か作物を植えておけばよい」という程度の認識でした。私自身、制度への理解がよくできていなかった部分もあります。また、息子が亡くなったこともあり、当初より人手が少なくなってしまいました。息子の嫁も平日は仕事をしておりますので、なかなか手伝えなかったということもあり、現状のようになっております。

質問2 今話を聞きますと、やはり当初の認識が間違っていたのではないかと思います。シェアリングではなく、通常の転用ができる場所に太陽光パネルを設置していれば、現在のような問題はなかったのではないのでしょうか。

回答 正直なところ、最初は施工業者の方との簡単な話からシェアリングを始めてしまいました。しかし、始めた以上はきちんと営農を続けていかなければならないと考えております。

質問3 現地の様子から、ミョウガが申請地中央部のみに作付しているのですか。ソーラーシェアリングの制度では、地域平均の8割以上の収量を満たさなければいけません。今の作付方法ではその基準を満たすのは厳しいと思いますが。

回答 パネル同士の間のみ作付けし、パネル下には作付していません。今後はパネル下についても作付けし、8

割以上の収量を目指していきたいと思います。

質問4 現状のようにほとんど耕作されていない状態ですと、営農型太陽光の許可を認めることができなくなります。ミョウガ栽培に詳しい方に教えてもらなど、適正な耕作ができるように努めてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

では、先ほど事務局からの話の中にもありました、前回の事前協議の中でも話がありましたが、1年でどうでしょうかという話がありましたけれども、いかがでしょうか。今のところ現状を見ますと3年というのはこれからのことを考えてもちょっと無理なのかなということ、1年で様子を見るということ、

どうぞ。

○11番伊藤委員 11番、伊藤です。何も言わないのでは進まないかなと、意見述べます。

本来この内容を見ると、もう更新というのは無理ということが正しいのだと思うのだけれども、この前事前協議のときもちょっと細かな具体的な余分なことまで言いましたが、人が、人を信じられる何か人らしいので、私は行き会ったことはないのですけれども、いろんな人にもこの案件もう3年前から心配していたもので、1年に何か二、三回あの辺通ったりするところを見たのですけれども、確かに草だけはきれいに刈ってありました。ミョウガは上を見ると何も無いように見えるぐらいで、本当に間にあるぐらいだったのだけれども、あの状況を見て心配なのですけれども、人を信じてこの調査された方のあれも返答も誠実に答えているようにも垣間見えるので、1年ということで改善していく姿勢というのは持っていると思うので、何とかしてこの人はやるのではないかなと信じてやっぱり1年更新を認めるのがやむ得ないというか、いいのではないかなというふうに私は思いましたけれども。

以上です。

○部会長 ほかはどうですか。

事務局から何かありますか。特には。大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○依田会長 時に冷たく蹴るのも一つの判断だと思うけれども、時に大岡裁きというのあってもいいと思うのです。

○18番青柳委員 それでは、3年かい。

○依田会長 いや、だから1年でいいと思うのだけれども。通常だと1年……

○部会長 今までの3年間で実績が悪かったから、そういう前例で次もまた3年というわけにもいかないと思いますので、そこは1年ということで皆さんどうでしょうか。それではよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー1につきましては、1年ということで許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、期限つきということでございますが、それで許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 借家住まいをしているが子供も成長し手狭になったため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地197.93平米と一体利用の計画でございます。

3番 相続を受けた申請地に自己用住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

4番ですけれども、先月保留となった案件なのですけれども、開発との協議が調わないことから取り下げとなっております。4番につきましては、取り下げをお願いいたします。

以上、農地法の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く2件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうしますと、4番が取り下げということでございます。その他の案件につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。まず初めに、ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、資材置き場を探していたところ適地であったため申請地を買い受けて利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

それでは、別紙農地法第5条許可ナンバー1の審議資料をごらんいただきたいと思います。では、資料の1枚目をごらんください。位置図でございます。図面の左下のあたりに赤丸で示してあるのが申請地でございます。群馬支所から南西へ約2.5キロ、また、はにわの里公園から西へ700メートルほどの位置でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が周辺の案内図でございます。赤線で囲まれている部分が申請地でございます。平成27年に農振除外された土地でございます。他の農地区分に該当しない生産性の低い農地と判断され

る第2種農地と考えられます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。申請地の北側は山林、西側と南側は公道、東側は畑となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。申請地は、現在耕作放棄地でございますので、草刈りを行って切り土、盛り土については行わず整地をして使用する計画でございます。申請地の外周は高さ1.2メートルのフェンスで囲みまして、南側の道路から1カ所出入りができるように門扉を設置いたします。雨水につきましては、基本自然浸透となりますけれども、現行の地面の高さに従いまして、北側に雨水排水溝を新設しまして、東側の端より既存の側溝に放流するとのことでございます。

その他申請地に置かれる資材や敷地の利用方法につきましては、この図面のとおりとなります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地は、周辺の道路より大分低くなっていますが、盛り土をしなくても大丈夫でしょうか。

回答 はい。低い位置で地盤が平らにでき上がっておりますので、出入り口のみ傾斜をつけて、そのままの高さで利用します。

質問2 機械は、何を置くのですか。現在は何を所有していますか。

回答 建設業を始めたばかりで、トラック類はあるのですが、ほかにはまだありません。

質問3 物が無い状態で、これだけの広さは本当に必要なのでしょうか。

回答 今はまだ始めたばかりですが、建設関係の事業をこれからどんどん広げていきたいという社長の考えがあります。できるだけ広い土地が必要だと考えています。

質問4 では、北側の竹やぶの所有者が同じ方ということですが、許可後、行く行くは伐採して一体とするのですか。

回答 はい。そのように考えています。

質問5 この計画図のとおり実行できるのはいつごろですか。

回答 早急に実現したいと思います。

質問6 実現できますか。

回答 はい。実現します。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく職場に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、高崎市内の転勤に伴い駅に近く利便性のよい申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく職場に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、従業員駐車場として借りている土地を返還することになり代替地として申請地を取得したいという露天駐車場の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて露天資材置場として利用したいという露天資材置場の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが家族がふえ手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業用倉庫の進入路拡幅のため申請地を借り受けたいという通路用地の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、建設業を営んでおり事業の拡大に伴い申請地を買い受けて資材置場としたいという露天資材置場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地129.42平米と一体利用の計画でございます。

17番につきましては先月保留となった案件なのですが、開発との協議が調わないことから取り下げとなっております。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番につきましては、譲受人の事業の計画の見直しがございます、19番は取り下げでお願いいたします。

20番 契約内容は賃貸借、隣地の下水道工事に伴い申請地を資材置場兼車両置場として借り受けたいという工事車両置場及び露天資材置場の申請でございます。また、関連案件といたしまして、次の5条申請ナンバー21が関連案件でございます。

21番 契約内容、申請理由につきましては先にご説明いたしましたナンバー20番と同様でございます。

22番 契約内容は賃貸借、特別養護老人ホーム建設に当たり申請地を従業員及び来客用の駐車場として借り受けたいという露天駐車場の申請でございます。関連案件といたしまして、次の19ページ、ナンバー23番が関連案件でございます。

23番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて特別養護老人ホームを建設したいという福祉施設の申請でございます、雑種地1,651平米と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご説明いたしました議案書18ページ、ナンバー22番が関連案件でございます。

24番 契約内容は売買、駐車場用地として水路の払い下げを受けるに当たり、土地の形状を整えるため隣接地である申請地を買い受けたいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、事業の拡張により資材置場が不足しているため申請地を買い受けたいという露天資材置場の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、父より申請地を借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、公共工事用の道路及び設備プラント設置のため申請地を借り受けたいという工用道路及び設備プラントの申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地33.90平米と一体利用の計画でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番につきましては、残土条例の協議が調わないことから取り下げとなりましたので、ご報告いたします。30番は取

り下げでお願いいたします。

31番 契約内容は使用貸借、申請地を母より借り受けて太陽光パネルを設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番は保留としていただきたいと思います。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、転用済みの畑4,550平米、山林1万1,005平米と一体利用でございます。

36番 契約内容は使用貸借、中古車販売業を営んでいるが、西毛広域幹線道路用地で作業場が収用されるため代替地として申請地を父より借り受けて使用したいという工場の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり、実家と勤務先の間点にある申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、保育園の駐車場及びプールとして使用していた申請地が農地法上の許可が得ていないことが判明したためは正したいという露天駐車場及びプールの申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅でございます。

以上、農地法第5条の規定による一括案件につきましては、取り下げ3件を除き36件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○依田会長 ちょっと依田ですが、報告なのですが、22番、23番の件ですけれども、これは1種の特例をとってのということで開発審査会で非常にもめて去年1種の特例をとったのに、またことしも特例で、特例、特例、特例の許可をというのを続けていくのはいかがなものかという意見が大分出ました。事務局とも詰めをして、開発審査会の方の事務局もそうだし、農業委員会でも詰めをしたところ、別段これがだめだよという特別な理由づけができないと。これでも仕方がないのではないかとということで、1種の特例の特例の特例の特例のということで、何年か続けていくということでもしょうがないであろうと。我々の常識から考えると、特例というのは特別にそのときにだけ許可されるものだから特例の積み重ねというのはおかしいのではないかと話も出たのですが、最終的にはそういうことで結論がまとまりましたという、これは報告だけで聞いていただければ結構だと思います。ということでした。

○部会長 そのほかはどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、保留が34番、取り下げが17番、19番、30番。そして、ナンバー35につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺いますとともに、その他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。よろしいですか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成28年4月4日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について

現況の地目は山林、こちら竹林でございます。非農地としての理由でございますが、山林化して既に20年以上経過しており、また、急傾斜地で耕作に適さず、農地として利用できないためとのことでございます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いしたいと思います。佐野地区でございますので、吉井委員から報告をお願いいたします。

- 1番吉井委員 現地確認した結果を報告いたします。この備考の部分、説明、若干やや不正確ですが、まず地目が畑となっていますけれども、ここは恐らくかつては水田で利用されていたのではないかと思います。というのは、この畑の西側と東側の道路が若干高いのですけれども、その外側は現在でも水田として利用されています。また、この畑の南西の角にはかつて水路を入れた痕跡だと思いますけれども、コンクリートの設備が多分ついています。問題の142平米、これは今事務局から説明がありましたとおり、かつて畦畔として使われた部分だと思うのですけれども、やや畦畔としては幅が広いということは、山林としてカウントするにはちょっと無理かなという気がします。この142平米のところは竹が生えているとか、そういう状況ではありません。ただ、この畦畔の北側の竹林は相当な急斜面です。ですから、その斜面ぎりぎりまで耕作することはできないということで、若干畦畔を広目にとっていたということです。現在も竹が相当生い茂ってまして、かなりこの畦畔といいますか、通路に覆いかぶさっているような状況ですので、この申請を認めるのもやむを得ないのではないかなという気がしました。ただ、どうしてここに申請をするかよく私も理由はわかりません。

以上です。

- 部会長 地域担当委員の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

担当委員のほうからやむなしという意見もありますので。

- 全員 やむなしでしょう。

- 部会長 いいですか、それで。

それでは、異議がなければ証明してよいか伺います。

- 全員 異議なし。

- 部会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局

議案第8号 農用地利用集積計画について

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て報告することにより安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、平成29年2月7日公告予定の農用地利用集積計画となります。別紙でお配りしている高崎市農用地利用集積計画をごらんください。

お手元にあります資料は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利

用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきます。今回は、農地中間管理機構を通じた貸借を行うため、機構に貸し付ける1筆と個人で利用権設定した農地を法人で利用権設定する18筆となっております。総括表のほうをごらんいただき表紙を1枚おめくりください。利用権の設定を受ける者は2名、利用権を設定する者は12名です。利用権が設定される面積は、田の通年が19筆2万3,409平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積2万2,072平米、割合は94.2%となっております。

続いて、裏面の資料をごらんください。貸借期間別に見ると3年未満の農用地の面積は、田が4,616平米、3から6年未満の農用地の面積は田が1万7,456平米、10年以上の農用地の面積は田が1,337平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明は終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ決定してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項。報告事項第1号から第6号まで、事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分につきましては第2種住居ほか5件、計6件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種住居ほか27件、計28件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約ほか8件、計9件につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法関係公売農地の許可について

1番 契約の内容は公売、申請の理由は申請地を取得して露天資材置き場として使用したいという農地法5条に基づくものでございます。こちらの案件につきましては、10月の農地部会におきまして農地法関係公売適格証明

を受けまして、その後公売に臨みまして落札された申請者に平成28年12月12日付で許可書を交付したものでございます。

報告第5号 農地法関係競売農地の許可について

1番 契約内容は競売、事業規模拡大のため申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置したいという、こちらも農地法5条の許可に基づくものでございます。こちらにつきましては、9月の農地部会におきまして、農地法関係競売農地の買受適格証明を受けまして、その後競売にて落札された申請者に平成28年10月28日付で許可書を交付いたしましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

報告第6号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

こちら先月の農地部会におきまして許可相当とした案件のうち4条が1件、5条が32件につきまして他法令との協議が調いましたので、平成29年1月23日付で許可書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長 その他の事項につきまして、事務局から何かあるようでしたらよろしく申し上げます。

どうぞ。

(事務局よりその他の事項について報告)

○部会長 皆さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上で第31回農地部会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時00分 閉会